

KCN 京都 WiMAX+5G 契約約款の変更について

変更後	変更前
<p>第3条（用語の定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の修正 <p>KCN京都 WiMAX+5G 端末機器 本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置（以下「端末機器」といいます。） ※以降、該当する全ての用語を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の削除 <p>世帯 同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の修正 <p>電話ユニバーサルサービス料 ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の追加 <p>ブロードバンドユニバーサルサービス料 一般社団法人電気通信事業者協会が、法に定める第二号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）に基づき算出する額に従い当社が定める料金</p>	<p>第3条（用語の定義）</p> <p>KCN京都 WiMAX+5G 端末機器 本サービスの利用にあたって使用するアンテナおよび無線送受信装置</p> <p>世帯 同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団</p> <p>ユニバーサルサービス料 ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金</p> <p>（なし）</p>
<p>第9条（申込みの承諾）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3項の4号の文言削除 <p>（4）申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中、利用体止中、利用停止中である場合</p>	<p>第9条（申込みの承諾）</p> <p>（4）申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中、利用休止中、利用停止中である場合</p>
<p>第17条（通信の制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1項の文言修正 <p>当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、法および事業法施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p>	<p>第17条（通信の制限）</p> <p>当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している加入者回線（当社または提携事業者等がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p>

変更後	変更前
<p>機関名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象機関 ・水防機関 ・消防機関 ・災害救助機関 ・警察機関 ・防衛機関 ・輸送の確保に直接関係のある機関 ・通信の確保に直接関係のある機関 ・電力の供給の確保に直接関係のある機関 ・ガスの供給の確保に直接関係のある機関 ・水道の供給の確保に直接関係のある機関 ・選挙管理機関 ・別記1基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関 ・預貯金業務を行う金融機関 ・国または地方公共団体の機関 <p>・3項または4項の文言修正</p> <p>3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が別に定める情報量の上限を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報量は累計課金対象データ量の集計から除外します。</p> <p>4. 当社は、前3項の規定によるほか、当社または提携事業者等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは当社もしくは提携事業者等に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます）の履行が為されていないと判断した端末機器が加入者回線に接続された場合、その加入者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p>	<p>機関名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象機関 ・水防機関 ・消防機関 ・災害救助機関 ・警察機関 ・防衛機関 ・輸送の確保に直接関係のある機関 ・通信の確保に直接関係のある機関 ・電力の供給の確保に直接関係のある機関 ・ガスの供給の確保に直接関係のある機関 ・水道の供給の確保に直接関係のある機関 ・選挙管理機関 ・別記1基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関 ・預貯金業務を行う金融機関 ・国または地方公共団体の機関 <p>3. 当社は、その加入者回線に係る通信の1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含む。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が16,106,127,360バイト（15ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その加入者回線に係る通信の伝送速度を最高128kbit/sに制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。ただし、スタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行わず、情報量は累計課金対象データ量の集計から除外します。</p> <p>4. 当社は、前3項の規定によるほか、当社または提携事業者等が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断しまたは当社もしくは提携事業者等に対する代金債務（立替払等に係る債務を含む）の履行が為されていないと判断したKCN京都 WiMAX+5G端末機器が加入者回線に接続された場合、その加入者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。</p>
<p>第18条（本サービス提供の一時停止の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>当社は、サイバー攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>	<p>第18条（本サービス提供の一時停止の特例）</p> <p>当社は、ウィルス攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行うことがあります。</p>

変更後	変更前
<p>第25条（料金等）</p> <p>・文言修正、項削除および項繰り上げ</p> <p>料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料および事務手数料などを当社に支払うものとします。なお、加入者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</p> <p>2. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。</p> <p>3. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p>	<p>第25条（料金等）</p> <p>料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および事務手数料等を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 加入者は料金表記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</p> <p>3. 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前にホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。</p> <p>4. 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p>
<p>第28条（料金等の請求時期および支払期限等）</p> <p>・文言修正および項追加</p> <p>当社は、本契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。</p> <p>2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p> <p>4. 当社は、第2項の規定による支払いが確認できない場合、当該加入者に対し、請求書を発行して当該料金等を請求します。この場合、当社は別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求します。</p>	<p>第28条（料金等の請求時期および支払期限等）</p> <p>当社は、本契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。</p> <p>2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により支払います。</p> <p>3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p>
<p>第30条（遅延損害金および督促通知）</p> <p>・文言修正</p> <p>加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、加入者が料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が請求書の発行等により督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行います。なお、請求書による支払いについては、第28条（料金等の請求時期および支払期限等）第4項の規定に準じます。</p>	<p>第30条（遅延損害金および督促手数料）</p> <p>加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、加入者が料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p>

変更後	変更前																				
<p>第54条（損害賠償の免責および特約事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1項の文言修正 <p>当社が、第17条（通信の制限）、第18条（本サービス提供の一時停止の特例）、第19条（当社が行う本サービス提供の制限）、第20条（当社が行う本サービス提供の停止）、第21条（当社が行う本サービス提供の中止）および第56条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、中止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7項の文言修正 <p>7. 第22条（加入者が行う本契約の解約）および第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により本契約が解約または解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8項と9項の入替 <p>8. 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p> <p>9. 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。</p>	<p>第54条（損害賠償の免責および特約事項）</p> <p>当社が、本サービスの提供を制限、停止、中止、廃止、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7. 第22条（加入者が行う本契約の解約）および第23条（当社が行う本契約の解除）の規定により本契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。 8. 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。 9. 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。 																				
<p>付 則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言修正 <p>本約款は2026年3月1日より施行します。</p>	<p>付 則</p> <p>本約款は2023年7月1日より施行します。</p>																				
<p>別表</p> <p>KCN京都 WiMAX+5G料金表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冒頭の文言修正し、別表の一番下段に移動 <p>※表示金額は特に断りがない限り消費税込の価格です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表1の注釈修正および文言追加 <p>（表1）月額利用料</p> <table border="0"> <tr> <td>サービス</td> <td>月額利用料</td> </tr> <tr> <td>KCN京都 WiMAX+5G</td> <td>*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,950円 *2</td> </tr> <tr> <td>プラスエリアモード利用料</td> <td>*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> </table>	サービス	月額利用料	KCN京都 WiMAX+5G	*1		4,950円 *2	プラスエリアモード利用料	*3		1,100円	<p>別表</p> <p>KCN京都 WiMAX+5G料金表</p> <p>※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> （表1）月額利用料 <table border="0"> <tr> <td>サービス</td> <td>月額利用料</td> </tr> <tr> <td>KCN京都 WiMAX+5G</td> <td>*1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,950円</td> </tr> <tr> <td>プラスエリアモード利用料</td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> </table>	サービス	月額利用料	KCN京都 WiMAX+5G	*1		4,950円	プラスエリアモード利用料	*2		1,100円
サービス	月額利用料																				
KCN京都 WiMAX+5G	*1																				
	4,950円 *2																				
プラスエリアモード利用料	*3																				
	1,100円																				
サービス	月額利用料																				
KCN京都 WiMAX+5G	*1																				
	4,950円																				
プラスエリアモード利用料	*2																				
	1,100円																				

変更後	変更前																				
<p>※別途、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。</p> <p>* 1 メールアカウント1個、ホームページ容量50MBが付帯しています。</p> <p>* 2 1契約につき別途電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料が必要です。</p> <p>* 3 プラスエリアモードによる通信が行われた月のみ支払いが必要です。ただし、本契約においてa uスマートバリュー/自宅セット割(インターネットコース)の適用を受けている場合は、提携事業者が定める期間の支払いを要しません。</p> <p>表3のオプション種別の入替および注釈追加 パソコンセキュリティサービス(エフセキュア)</p> <p>* 1 440円 1契約(ライセンス)につきパソコン3台まで利用可能</p> <p>セキュリティサービス(マカフィーforZAQ) 220円 1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能(注釈追加)</p> <p>* 1 このサービス種別への新規、変更、追加申し込みはできません。</p> <p>・表4の項目追加</p> <table border="0"> <tr> <td>申込事務手数料(登録料)</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td> <td>440円 1通につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88円 1通につき</td> </tr> <tr> <td>適格請求書送付料</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>毎月発行</td> <td>220円/1通、年間分発行1,320円/1通</td> </tr> </table>	申込事務手数料(登録料)	3,300円	UIMカード再発行手数料	3,300円	請求書等発行手数料	440円 1通につき	お知らせハガキ発行手数料	88円 1通につき	適格請求書送付料	220円	毎月発行	220円/1通、年間分発行1,320円/1通	<p>※別途、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。</p> <p>* 1 メールアカウント1個、ホームページ容量50MBが付帯しています。</p> <p>* 2 プラスエリアモードによる通信が行われた月のみ支払いが必要です。ただし、本契約においてa uスマートバリュー/自宅セット割(インターネットコース)の適用を受けている場合は、提携事業者が定める期間の支払いを要しません。</p> <p>セキュリティサービス(マカフィーforZAQ) 220円 1契約(1メールアドレス)につき端末3台まで利用可能</p> <p>パソコンセキュリティサービス(エフセキュア) 440円 1契約(ライセンス)につきパソコン3台まで利用可能</p> <p>(なし)</p> <table border="0"> <tr> <td>申込事務手数料(登録料)</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>110円 1回の督促につき</td> </tr> <tr> <td>お知らせハガキ発行手数料</td> <td>88円 1通につき</td> </tr> </table>	申込事務手数料(登録料)	3,300円	UIMカード再発行手数料	3,300円	督促手数料	110円 1回の督促につき	お知らせハガキ発行手数料	88円 1通につき
申込事務手数料(登録料)	3,300円																				
UIMカード再発行手数料	3,300円																				
請求書等発行手数料	440円 1通につき																				
お知らせハガキ発行手数料	88円 1通につき																				
適格請求書送付料	220円																				
毎月発行	220円/1通、年間分発行1,320円/1通																				
申込事務手数料(登録料)	3,300円																				
UIMカード再発行手数料	3,300円																				
督促手数料	110円 1回の督促につき																				
お知らせハガキ発行手数料	88円 1通につき																				
<p>別記</p> <p>・前文削除</p> <p>1. 新聞社、放送事業者または通信社の基準 第17条(通信の制限)に定める修理または復旧する電気通信設備で優先するべきとする新聞社、放送事業者または通信社の基準はそれぞれ次の通りです。</p> <p>新聞社 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。発行部数が、1の題号について8,000部以上あること。</p> <p>放送事業者 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定</p>	<p>別記</p> <p>1. 新聞社、放送事業者または通信社の基準 第17条(通信の制限)に定める修理または復旧する電気通信設備で優先するべきとする新聞社、放送事業者または通信社の基準はそれぞれ次の通りです。</p> <p>新聞社 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社。政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。発行部数が、1の題号について8,000部以上あること。</p> <p>放送事業者 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定</p>																				

変更後	変更前
<p>する基幹放送事業者。同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）</p> <p>通信社</p> <p>新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社</p>	<p>する基幹放送事業者。同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限ります。）</p> <p>通信社</p> <p>新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社</p>